

掲載内容

Q&A 実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応

第1章

法律、政令、規則、ガイドライン等の解説

第1 フリーランス法とは

- [Q 1] フリーランス法の概要と制定経緯
- [Q 2] フリーランス法と他の法制度の違い
- [Q 3] フリーランス法の全体像

第2 フリーランス法の適用範囲

- [Q 4] 「特定受託事業者」の定義
- 「労働者性」が認められる場合
- 「業務委託事業者」及び「特定業務委託事業者」の定義と規制の相違

第3 フリーランスの募集時の対応

- [Q 7] 的確表示義務
- [Q 8] 募集内容と契約内容が異なる場合

第4 契約締結時の対応

- [Q 9] 取引条件明示義務の内容
- [Q 10] 取引条件の明示の形式

第5 報酬支払

- [Q 11] 報酬支払期日の規制
- [Q 12] 再委託の場合の30日報酬支払期日の特例

第6 事業者の禁止行為

- [Q 13] 禁止行為の規制の適用対象
- 受領拒否の禁止の意義
- 報酬減額の禁止の意義
- 返品の禁止の意義
- 買いたたきの禁止の意義
- 物の購入・役務利用の強制の禁止の意義
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止の意義
- 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止の意義
- 支払遅延の取扱い

第7 ハラスマント、出産・育児・介護

- [Q 22] ハラスマント対策義務
- 妊娠・出産・育児・介護配慮義務
- 継続的業務委託の意義

第8 契約の解消

- [Q 25] 契約解消の事前予告義務
- 予告義務違反の解除の効力
- 契約解消の理由開示義務
- フリーランスの中途解約・不更新を制限する契約の効力
- フリーランスの中途解約・不更新に伴う違約金条項の効力

第9 違反行為の申告、制裁

- [Q 30] 違反行為の申告と不利益取扱いの禁止
- 行政当局の指導、勧告等及び刑事罰

第10 フリーランス・トラブルの解決手続

- [Q 32] フリーランスのトラブル解決のフロー
- 労働基準監督署や総合労働相談センター等で相談できなかったフリーランスへの対応
- [Q 34] 少額訴訟・督促手続
- フリーランス・トラブル110番の和解あっせん手続
- [Q 58] 契約期間の途中でラジオのパーソナリティの出演の降板を告げられた事例
- 発注者のために受託の態勢を整えていたにもかかわらず、一方的に解約された事例
- [Q 60] 相手方に攻撃的な発言、指示をなされたため、体調不良となった事例
- 他のフリーランスからパワハラを受けた事例
- [Q 62] 取引条件が不明確であったため、著作権の所在が問題になった事例
- 一度納品したWeb記事について返品を受け、契約期間満了前に中途解除された事例
- [Q 63] 募集要項に記載された委託業務が実際には存在していなかった事例
- [Q 64] 募集要項に記載された委託業務が実際には存在していなかった事例

第2章

事例検討

第1 運送、配送関係

- [Q 36] 労働者性が問題となった事例
- 車両に係る費用を天引き又は請求された事例

- [Q 38] 報酬を一方的に減額された事例
- 配送の再委託の場合の報酬の支払遅延

- [Q 39] 病気欠勤を原因とする損害賠償請求

- [Q 40] 病気による契約解除を原因とする損害賠償

- [Q 41] 誤配、遅配を原因とする損害賠償請求

- [Q 42] 契約解除後の報酬残額支払拒否

- [Q 43] 自己都合による契約解除を原因とする損害賠償

第2 建設、設備工事関係

- [Q 45] 労働者性が問題となった事例
- 求人募集においては二次請けである旨記載されていたところ、実際には三次請けであった事例

- [Q 47] 工事の施工不良を指摘されたことが原因で報酬の支払遅延が発生し、減額を主張された事例

第3 システム開発、Web制作、デザイン、映像・番組制作、ライター

- [Q 48] 労働者性が問題となった事例
- 相手方から報酬金額は明示されていたが、金額を契約時に合意していなかった事例

- [Q 49] デザイナー業務の再委託において、報酬の支払遅延が発生した事例
- 成果物を納品したにもかかわらず、報酬の支払を拒否された事例

第7 美容関係

- [Q 75] 報酬から手数料や材料費等が差し引かれた事例
- 契約解除を原因として損害賠償を請求された事例

- [Q 77] 相手方から競業避離義務の同意書にサインを強制されて契約の解除を求めた事例

第8 その他

- [Q 78] 競業避離義務

索引

○事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

令和6年11月1日施行

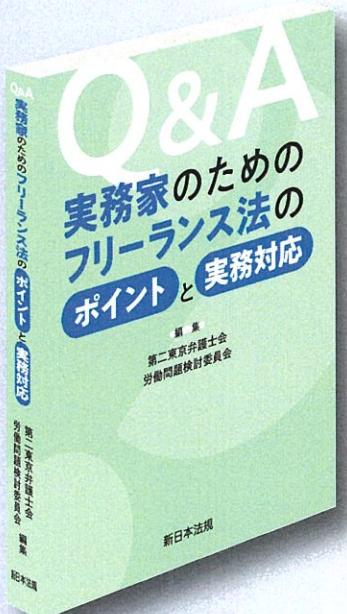
政令、規則、ガイドライン等を踏まえた最新版!!

Q & A

実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応

編集

第二東京弁護士会 労働問題検討委員会



◆フリーランスとの取引において発注事業者が守るべき義務と禁止行為の内容について詳しく解説しています。

◆事例検討では、フリーランスが用いられる業種を幅広く取り上げ、各業種特有のトラブルへの対応方法を解説しています。

◆厚生労働省委託事業「フリーランス・トラブル110番」で相談対応にあたる弁護士が、豊富な経験に基づき執筆しています。

詳細はコチラ！



A5判・総頁320頁

定価4,620円(本体4,200円)送料460円

ISBN978-4-7882-9384-7

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 4,180円(本体3,800円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



内容見本 (A5判縮小)

[Q 6] 「業務委託事業者」及び「特定業務委託事業者」の定義と規制の相違

Q フリーランス法の適用対象となる「業務委託事業者」と「特定業務委託事業者」とはどのような事業者をいつのですか。また、両者の規制内容はどのように違うのですか。

A 「業務委託事業者」とは、従業員や役員の有無を問わず、特定受託事業者に業務委託する事業者をいい、個人事業主や一人会社である法人であっても業務委託事業者に該当します。他方で、特定業務委託事業者とは、業務委託事業者うち、従業員を使用する個人事業主、又は、二人以上の役員があり若しくは従業員を使用する法人をいいます。取引条件の明示義務(法3)は、「業務委託事業者」全般に適用されますが、その他の規制は「特定業務委託事業者」にのみ適用されます。

解説

1 業務委託事業者の定義

業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託する事業者をいい、従業員や役員の有無を問いません(法2⑤)。そのため、特定受託事業者に業務委託する事業者であれば、従業員を使用していない個人事業主や一人会社等の法人であっても業務委託事業者に該当します。

2 特定業務委託事業者の定義

特定業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託する事業者うち、従業員を使用する個人事業主、又は、二人以上の役員があり若

しくは従業員を使用する法人をいいます(法2⑥)。

ここでいう「従業員を使用」の意味は、特定受託事業者(いわゆるフリーランス)の定義における「従業員の使用」の意味と同一であり、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者(労働基準法上の労働者)を雇用することを意味しますが、直接、そのような労働者を雇用する場合だけでなく、派遣契約に基づき派遣先として上記①及び②の要件を満たす派遣労働者を受け入れる場合も含むとされています(解説ガイドライン第1部4・第1部1(1)参照)。なお、同居親族のみを使用して事業

[Q 39] 配送の再委託の場合の報酬の支払遅延

Q 私(A)は配送フリーランスとして仕事をしており、C社→B社→Aという業務委託という流れの中で、B社(従業員を使用)との間で業務委託契約を締結しています。私は、B社はC社から委託を受けており、私は再委託であることや、私の報酬はB社がC社から報酬の支払を受けてから支払われることや、その支払期日がいつかという話は聞いていました。しばらくの間、B社からの報酬は約束どおり支払われていましたが、突然報酬が支払われなくなりました。私は、B社の担当者に催促したのですが、「ちょっと待って頂けますか」と言うだけでその後1か月以上支払ってくれません。B社の行為は、フリーランス法において違法にはならないのでしょうか。また、私はC社に対して直接報酬を請求することはできないのでしょうか。

A B社が、Aに対する発注時に、C社からB社への報酬支払期日(元委託支払期日)をAに明示していた場合、元委託支払期日から起算して30日以内にAに報酬を支払わなければフリーランス法4条3項に違反します。フリーランス法には、再委託の場合に元委託者からフリーランスへの直接報酬支

フリーランス法が適用されます。そして、特定業務委託事業者がフリーランスに業務委託をした場合には、役務提供日から起算して60日以内のできる限り短い期間内に、報酬の支払期日を定めてそれまでに報酬を支払う義務があります(法4①⑤)。支払期日を定めなかったときは、役務提供日が支払期日とみなされ、また、役務提供日から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、役務提供日から起算して60日を経過した日が支払期日とみなされます(法4②)([Q11]参照)。

上記が、フリーランス法におけるフリーランスへの報酬の支払期日の原則ですが、本件のように特定業務委託事業者がフリーランスに再委託する場合には、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内にフリーランスに対し報酬を支払わなければならないという例外規定があります(法4③⑤)。ただし、この例外が適用されるのは、①再委託である旨、②元委託者(本件ではC社)の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他符号であって元委託者を識別できるもの及び③元委託業務(本件ではC社からB社に委託された配達業務)の対価の支払期日(規則(公取委関係)6)を特定業務委託事業者がフリーランスに対し発注時に明示した場合に限られます([Q12]参照)。

本件では、B社が従業員を使用していることから、特定業務委託事業者に該当するところ、B社がAに発注する際に、B社はAに対し、

[Q 53] 契約上の業務以外の依頼を拒否したため、報酬全額の支払がなされなかった事例

Q 私は、フリーランスとして動画制作等の映像クリエーターをしております。この度、相手方(特定業務委託事業者)との間で企業紹介動画を制作し、2か月後に納品する内容の業務委託契約を締結し、成果物を納品し、校了報告を受けました。しかし、その後相手方から、動画制作の際に使用していた他の素材データのファイル一式の提出を求められました。私は、そのような取引の条件の約束はなかったことからこの依頼を拒否しましたが、相手方からファイル一式の提出がなかったら報酬は支払わないと言われました。私は、未払報酬の支払を請求できますでしょうか。

A 「成果物を納品し、校了報告を受け」たとされていまので、相手方は情報成果物の給付を受領したと評価でき、相手方はフリーランス法4条によって定められる支払期日に報酬を支払う義務を負い、フリーランスは未払報酬の支払を請求できます。また、取引条件に入っていた素材データファイル一式の提出要請は、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に違反します。

解説

1 報酬の支払について

2③一・④二)に該当します。したがって、本件の取引にはフリーランス法が適用されます。そして、本件の相手方は特定業務委託事業者(法2⑥)であるところ、特定業務委託事業者は、給付を受領した日から起算して60日以内(給付を受領した日を算入します)のできる限り短い期間内に、報酬の支払期日を定める義務があります。本件では、報酬の支払期日が明確ではありませんが、フリーランス法では業務委託の際すなわち業務委託契約締結の際に、取引条件として支払期日を明示する必要があるとされています(法3①)(取引条件明示(3条通知)義務)。そして、フリーランス法に基づけば、3条通知における支払期日が給付を受領した日から起算して60日以内に定められていたときにはその日が、給付を受領した日から起算して60日を越えて定められて